第百四十二条第一項第二号中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は売却敷地について有する敷地共有持分等」に改め、同項第四号中「売却マンション又は」を「売却等マンション若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は売却敷地に関する権利（組合員の有する敷地共有持分等を除く。）」を加え、「について」を「又は売却敷地について」に改め、同項第五号中「売却マンション又はその敷地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地」に改め、同条第二項中「売却マンションに関する権利又は」を「売却等マンションに関する権利若しくは」に改め、「敷地利用権」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等」を加え、「第百八条第十項」を「第百二十一条第一項（第百三十四条第四項において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項若しくは第七十一条第五項」に、「又は第百二十四条第一項」を「若しくは区分所有法第七十六条第三項若しくは第八十五条第四項において準用する区分所有法第六十三条第五項前段」に改める。

第百四十三条第一項中「第百八条第二項第三号」を「マンション敷地売却又はマンション除却敷地売却に係る分配金にあっては区分所有法第六十四条の六第二項第三号若しくは第七十一条第四項第三号又は第六十四条の七第二項第五号」に、「価額と」を「価額と、敷地売却に係る分配金にあっては敷地売却による代金に各組合員の有する敷地共有持分等の価格の割合を乗じて得た価額と」に改め、同条第二項中「第百二十三条第一項」を「第百二十条第一項」に、「日」を「日（新たな売却等マンション又は売却敷地の追加に係る資金計画の変更の認可があったときは、第百三十四条第二項において準用する第百二十条第一項の公告の日。第百五十三条において同じ。）」に改め、同条第三項中「売却マンション又はその敷地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地」に改める。

第百四十四条第二号中「マンション敷地売却決議」を「売却決議」に改め、同条第三号中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　認定除却等計画に係る売却マンション又は除却敷地売却マンションにあっては、当該認定除却等計画に係る売却マンション又は除却敷地売却マンションの借家権及び使用貸借による権利が権利消滅期日までに消滅することが確実であること。

第百四十八条中「売却マンション」を「売却等マンション又は売却敷地」に改める。

第百四十九条第一項中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「以外」を「並びに借家権及び使用貸借による権利以外」に改め、同条第二項中「売却マンションの敷地利用権」を「売却等マンションの敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等」に改める。

第百五十条中「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「敷地」の下に「又は売却敷地」を加える。

第百五十二条中「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に、「売却マンション」を「売却等マンション又は売却敷地」に改める。

第百五十三条中「売却マンション又は」を「売却等マンション若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は売却敷地に関する権利（組合員の有する敷地共有持分等を除く。）」を加え、「その敷地を」を「その敷地又は売却敷地を」に、「第百二十三条第一項」を「第百二十条第一項」に改める。

第百五十四条中「この款」を「この款（次条第五号を除く。）」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に、「売却マンション」を「売却等マンション又は売却敷地」に改める。

第四章第二節第一款第四目の目名中「売却マンション等」を「売却等マンション等」に改める。

第百五十五条中「売却マンション又はその敷地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地」に、「者は」を「者（売却等マンションの借家権を有する者及び使用貸借による権利を有する者を除く。）は」に、「第百八条第十項及び第百二十四条第三項において準用する区分所有法第六十三条第六項」を「区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項又は第七十一条第五項において準用する区分所有法第六十三条第六項（これらの規定を第百二十一条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　分配金取得計画公告の日の翌日から起算して三十日を経過していない場合

二　分配金の支払を受けるべき者について第百五十一条の規定による支払又は第百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がない場合

三　第百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払又は前条において準用する第七十六条の規定による供託がない場合

四　第百二十一条第一項（第百三十四条第四項において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項若しくは第七十一条第五項において準用する区分所有法第六十三条第五項若しくは区分所有法第七十六条第三項若しくは第八十五条第四項において準用する区分所有法第六十三条第五項前段の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払又は提供がない場合

五　次に掲げる規定に規定する補償金の提供を受けるべき者について当該規定による提供がない場合

イ　第百二十二条第三項又は第百二十四条第二項において準用する区分所有法第六十四条の二第三項

ロ　区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項又は第七十一条第五項において準用する次に掲げる規定

(1)　区分所有法第六十四条の二第三項

(2)　区分所有法第六十四条の四において準用する区分所有法第六十四条の二第三項

第百五十六条中「売却マンション又はその敷地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地」に改める。

第百五十七条中「売却マンション及びその敷地」を「売却等マンション及びその敷地並びに売却敷地」に改める。

第百五十八条第一項及び第百五十九条第一項中「マンション等売却事業」を「マンション敷地売却事業」に改める。

第四章第二節中第二款を第三款とし、第一款の次に次の一款を加える。

第二款　区分所有者等の居住の安定の確保に関する組合等の責務

第百五十五条の二　組合は、基本方針に従って、売却等マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、基本方針に従って、売却等マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章第二節を同章第三節とする。

第四章第一節の節名中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改める。

第百十六条の見出しを「（マンション等売却事業の実施）」に改め、同条中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、第四章第一節第一款中同条を第百九条とし、第百十七条を第百十条とする。

第百十八条第二号中「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「所在地」の下に「又は売却敷地の所在地」を加え、同条を第百十一条とする。

第百十九条中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同条を第百十二条とする。